

まめの木保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号
電 話 番 号	044-829-1829
代表者職氏名	理事長 佐川 道夫

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	まめの木保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市中原区小杉町3丁目1501番セントア武蔵小杉A棟3
電 話 番 号	044-281-0565
施 設 長	大友 則子
受 入 年 齢	生後5か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 12人 1・2歳児 42人 3歳以上児 66人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

まめの木保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	1,231.72㎡
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造45階建てマンションの4階部分
園 舎 面 積	1,010.26㎡
園 庭 面 積	783.22㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室 (ほふく室含)	2室	122.97 m ²	0歳児、1歳児
保育室	4室	202.18 m ²	2歳児～5歳児
遊戯室(ホール)	1室	100.68 m ²	
事務室 (医務室含)	1室	32.57 m ²	
調理室	1室	32.36 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	保育園業務の統括
副園長	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	17人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
管理栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	4人	給食調理(給食業務委託業者)
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります)。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 給食等について

給食の方針	「楽しく食べる子ども」を目標とし給食の提供を行います。川崎市公立保育園統一献立を基本としながら、その他様々な行事に伴う会食や日本の食文化を大切にした四季折々の行事食など独自の献立を作成し給食の提供を行います。食を通して子どもたちの様々な成長を支援していきます。
昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月末日ごろに翌月の献立表をお配りします。 (今月の献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギー等などで食べられないものがありましたら、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出してください。川崎市健康管理委員会で諮り承諾を得てご相談の上、対応します。 病後の回復期に配慮が必要な場合や宗教上で食べられない食品等については依頼書に基づきご相談の上食事内容の配慮を致します。

9 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 地域活動支援事業の実施

当園が有する専門的な機能を地域の子育て家庭に対する支援に役立てるため、適宜、保育に対する相談に応じ、必要な助言を行います。

地域との交流の促進や地域福祉の向上を図る為、世代間交流事業・異年齢交流事業・育児講座等の地域活動事業にも積極的に取り組みます。

10 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 0～2歳児クラス（3号認定）の保育料は、教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
 - (1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。お支払方法は、別途お知らせします。なお、滞納が発生した場合、教育・保育給付認定を受けた市町村に連絡することがあります。

11 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科
医師名	笹本 光紀
所在地	川崎市中原区新丸子東3丁目1302番 ららテラス武蔵小杉4F クリニックモール内
電話番号	044-411-1177

(2) 歯科

医療機関の名称	ワタナベ歯科
歯科医師名	渡辺 直人
所在地	川崎市中原区小杉町3-249-2 クレアホームズ小杉1階
電話番号	044-711-2451

13 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関	医療機関名：日本医科大学武蔵小杉病院 診療科：内科・小児科・形成外科等 所在地：川崎市中原区小杉町1-396 電話番号：044-733-5181
--------	---

14 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・毛布 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。
避難場所	川崎市立今井小学校（川崎市中原区今井西町100番地） 川崎市立小杉小学校（川崎市中原区小杉町2丁目295-1）

15 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

16 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 副園長 西田 絵美 ・苦情解決責任者 園長 大友 則子 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、ご意見箱もご利用ください。</p>
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 法人窓口	<p>法人事務局 苦情受付担当</p> <p>電話による受付：044 - 829 - 1829</p> <p>FAXによる受付：044 - 829 - 1840</p> <p>来所による受付：川崎市高津区久地 3-13-1</p>
第三者委員	<p>荒井 敬八（社会福祉士）、齊藤 清一（利用者家族会） 今 富子（民生委員）</p> <p>共通メールアドレス：dai3sya@kfj.or.jp</p> <p>電話による受付：044 - 829-1829（事業団事務局苦情受付担当）</p>

17 利用者に対する保険内容

当園では、以下の給付制度、保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
給付の対象	医療費、障害見舞金、死亡見舞金、附帯業務
保険の種類	施設・生産賠償責任保険（三井住友海上火災）
保険の内容	身体賠償・対物賠償

※補償については事象により、保険会社との相談になります。

18 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営
-----------	--

利活動はお止め下さい。

延長保育料に関わる諸費用と給食代

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額 1,000円 ＊ただし、被保護世帯及び 市民税非課税世帯は免除 スポット利用1回 30分につき 500円
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費でご負担いただくもの	月額 1,500円 スポット1回 100円
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費でご負担いただくもの	月額 1,500円
副食代	3歳以上の児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの	月額4,500円 ただし、年収360万円未満相当世帯および第3子以降(※)の子どもは免除 ※3～5歳児の中で第3子以降

保育活動にかかわる諸費用

受領する年齢	諸費用	現物徴収
学年共通	帽子（年度ごと） ￥ 9 0 0 名札（新入園時） ￥ 9 7 約 9 9 7 円	
0 歳		オムツ・おしりふき
1 歳		オムツ・おしりふき
2 歳		オムツ・おしりふき
3 歳	はさみ ￥ 5 0 0 クレヨン ￥ 5 1 0 粘土ケース ￥ 2 2 0 粘土 ￥ 2 2 0 約 1, 4 5 0 円	オムツ・おしりふき
4 歳	粘土 ￥ 2 2 0 縄とび ￥ 4 0 0 約 6 2 0 円	
5 歳	粘土 ￥ 2 2 0 園外保育等 ※H30年度実績 ￥ 1, 5 0 0 卒園アルバム代（業者委託） ￥ 4, 0 0 0 卒園式 DVD 代（業者委託） ￥ 5, 0 0 0 約 1 0, 7 2 0 円	のり

保育園の特定教育・保育の提供並びに個人情報使用に関する同意書

私は、本書面にに基づき、「まめの木保育園重要事項説明」を受け、あらかじめ、まめの木保育園の特定教育・保育の提供の開始について同意しました。

また、特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 保育園の安全運営のため氏名・生年月日を園内に掲示すること。
- 保育園活動に対する保護者や地域の方の理解を深めるため写真・映像等園内に掲示や配布すること。
 - ・園児作品・園だより・クラスだより・行事紹介等
 - *クラスだよりに掲載されている園児画像は園児情報システム（キッズビュー等）でも配信させていただきます。
 - *掲示提供した情報は、当園で所定期間（1～5年）保存後廃棄します。
- 施設紹介（法人インスタグラム）や研修発表（Zoom等）で園外へ画像や映像を配信すること
 - ・名前は掲載しません。また、個人が特定されない写真を使用します。
 - ・複数、後ろ向き、横顔の等、園児の顔が判別できない画像を中心に使用します。
- その他個人情報の取り扱いについて利用の承諾。

まめの木保育園 園長 大友 則子 宛て

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

